

山梨市立学校の教育職員に関する  
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年2月  
山梨市教育委員会

## 目 次

I	計画の趣旨、現状	1
II	目標	1
III	計画の期間	2
IV	実施する業務量管理・健康確保措置の内容	2
V	関連する取組、今後のフォローアップについて	5

# I 計画の趣旨、現状

## 1. 計画の趣旨

本計画は、「公立学校の教職員の業務量の適切な管理その他教職員のサービスを監督する教育委員会が教職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」（令和7年文部科学省告示第114号）に基づき、学校における働き方改革を推進するために策定するものである。

教職員が健康で意欲的に教育活動に専念できる環境を整えることは、子どもたちにより良い教育を提供するために不可欠である。山梨県教育振興基本計画が掲げる「主体的に学び、他者と協働し、豊かな未来を拓くやまなしの人づくり」の実現に向けて、教育の質の向上と持続可能な学校運営体制の構築をめざすものである。

## 2. 本市の現状

### (1) 「山梨市立学校職員の在校等時間の上限等に関する規則」の策定と取組

○山梨市では令和7年12月に、公立の義務教育諸学校等の教職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の公布を受け、「山梨市立学校職員の在校等時間の上限等に関する規則」（以下「規則」という）を策定した。

○規則に基づき、教職員が所定の勤務時間及びそれ以外の時間について行う業務の量の適切な管理その他教職員の健康及び福祉の確保を図るために教育委員会、学校長及び教職員の役割と取組等について必要な事項を定めた、「山梨市立学校の教職員の業務量の適切な管理その他教職員の健康及び福祉の確保を図るために実施すべき措置に関する方針」（以下「方針」という）を策定し、「山梨市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」（以下「計画」という）のもと、取組を進めることとする。

### (2) 山梨市における教育職員の時間外在校等時間の状況（令和6年度）

	年平均	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
小学校	月 33 時間 41 分	23.2%	2.1%
中学校	月 57 時間 06 分	45.3%	21.1%
義務教育学校	—	—	—

- ・時間外在校等時間が45時間を超える割合が中学校においては、45.3%となっている。
- ・事務的な仕事や保護者対応などの業務の負担感が大きくなっており、業務内容の見直しを図ることによって、教育職員の業務に、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要である。
- ・時間外在校等時間が45時間を超える割合は中学校で45.3%と高く、特に部活動、生徒指導、保護者対応、各種調査回答業務などの負担が大きい。
- ・これらの業務を精査し、学校外部との役割分担を進めることで、教育職員が授業準備や児童生徒理解など教育の本質的業務に専念できる時間を確保することが必要である。

こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき本計画を策定するものである。

# II 目標

本計画において達成を目指す目標は以下のとおり。

## 1. 時間外在校等時間に関する目標

- 令和8年度末までに、時間外在校等時間が月80時間を超える教育職員をゼロにする。
- 令和11年度末までに、平均の時間外在校等時間を月30時間に縮減する。
- 令和11年度末までに、時間外在校等時間が月45時間を超える教育職員をゼロにする。

## 2. ワークライフバランスや働きがいに関する目標

- 年間の年次有給休暇の平均取得日数を 15 日以上にする。
- ストレスチェックの実施率を 100%にする。
- 勤務間インターバルについて最低 11 時間の確保を心掛け、健康の維持・向上を目指す。
- 教育職員が、児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指す。
- 令和 10 年度末までに、「きずなの日」と「定時退校日」をそれぞれ年間 20 回以上実施している学校の割合を 100%にする。
- 令和 10 年度末までに、平日 1 日と土日どちらか 1 日を休養日としている部活動の顧問の割合を 100%にする。
- 一人ひとりの主体的な取組の推進  
令和 11 年度末までに、自身の働き方を見つめ直し、自分事として取り組んでいる教職員の割合を 100%にする。
- 働きがいの向上  
仕事に対して働きがい（充実感・満足感・意欲等）を感じている教職員の割合を 100%にする。

※ 勤務間インターバルの設定については教職員の命を守るため、睡眠時間を適切に確保する必要があることから、上記 11 時間には通勤時間は含まないものとする。

## Ⅲ 計画の期間

令和 8 年 4 月 1 日～令和 12 年 3 月 31 日

## Ⅳ 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

山梨市では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

### 1. 「業務の 3 分類」を踏まえた業務の見直し

#### (1) 学校以外が担うべき業務

- ①登下校時の通学路における日常的な見守り活動等（「3 分類」①関係）
  - ・各校・各地域の実情を踏まえつつ、登下校時には各校の学校運営協議会などを通じて、保護者・地域住民による通学路の見守り活動を推進する。
- ②放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応（「3 分類」②関係）
  - ・放課後から夜間に関する見回りについては原則行わない。
  - ・補導された児童生徒の引取については、保護者が第一義的な責任を負うことについて、認識を共有する。
- ③学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）（「3 分類」③関係）
  - ・教材費（無償化されていない）等の学校徴収金について、歳入歳出予算に組み入れる対象範囲や徴収手続き等の精査を進め、令和 10 年度予算を目途に公会計化をめざす。
- ④保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応（「3 分類」⑤関係）
  - ・令和 8 年度中に、学校単独で抱え込まない体制の充実に努め、市長部局とも連携して直接苦情等に対応できる相談窓口を設置するとともに、教育委員会として弁護士等の専門家を活用できる環境を整備すること等により、教育委員会等の行政機関の責任において当該苦

情等に対応できる体制を構築する。

- ・万が一、教職員が矢面に立つような事案が生じた場合の、当事者のメンタルヘルスケア体制について教育委員会で責任をもって整備する。
- ・対応後には、当該教職員に対するメンタルヘルスケア面談を実施する。

## (2) 教師以外が積極的に参画すべき業務

### ①調査・統計等への回答（「3分類」⑥関係）

- ・教育委員会内で回答できるもの（一部のみの回答も含む）については、教育委員会の責任において回答する。
- ・校務支援システムの機能等を活用することで、市から学校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減する。

### ②学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理（「3分類」⑦関係）

- ・学校の広報資料についてはメール等での配信を積極的に活用する。

### ③ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理（「3分類」⑧関係）

- ・外部委託を基本とし、基本的には教育委員会が主導で日常的な保守・管理を行い、校内においては、教頭や教務主任、情報主任、事務職員などが連携しながら外部ならびに教育委員会との窓口となり対応する。

### ④学校プールや体育館等の施設・設備の管理（「3分類」⑨関係）

- ・学校プールについては、使用できなくなったプールのある学校から、順次、外部施設を利用する。
- ・体育館、格技場、校庭を地域開放している全ての学校施設についての管理業務について、教育委員会において令和11年度までに外部委託を目指す。

### ⑤校舎の開錠・施錠（「3分類」⑩関係）

- ・担当者を固定せずに、役割分担の見直しを行い、機械警備等を活用する。
- ※開錠時間（児童生徒の登校時間）が教育職員の勤務時間前に設定されている場合には、勤務時間管理上の課題がないか時間の見直しを行うなど、適切に関連づける。

### ⑥児童生徒の休み時間における安全への配慮（「3分類」⑪関係）

- ・校内で輪番制とするなど、特定の人物の業務としない。

### ⑦校内清掃（「3分類」⑫関係）

- ・学校の実情に応じて、清掃の回数や範囲の見直しを行う。
- ・市内全ての小中学校の学期末のワックスがけなどの作業は長期休業中に業者に依頼する。
- ・雑巾がけではなく、モップを各学校で必要な分購入し、清掃を効率的に行うよう工夫する。

### ⑧部活動（「3分類」⑬関係）

- ・令和13年度までに、原則、休日のすべての部活動の地域展開の実現を目指す。
- ・部活動指導員の配置拡充を計画的に進める。
- ・教職員が兼職兼業について希望する場合には本人の時間外在校等時間の状況を確認しながら認めていく。

## (3) 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

### ①授業準備、学習評価や成績処理（「3分類」⑮⑯関係）

- ・授業準備や採点作業等を補助する教員業務支援員を全校に配置する。

- ・校務支援システムの機能や自動採点技術等を活用することによって、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。
- ・成績処理期間を校内で設定し、部活動等の児童生徒の活動を行わない日を連続して設定するなどの工夫を行う。
- ・スクールサポートスタッフを市内全校に配置し、教師が行わなくてもよい業務全般を担い、学校及び教師の負担軽減を図る。

## ②学校行事の準備・運営（「3分類」⑰関係）

- ・物品購入等の準備について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進し、必要に応じて外部委託等を検討する。
- ・学校行事の教育的な価値を検討し、見直しと精選を行う。

## ③進路指導の準備（「3分類」⑱関係）

- ・オープンスクール等への引率が必要な場合には、該当学年の職員に限らず、全校体制の中で行うなどの工夫をする。

## ④支援が必要な児童生徒・家庭への対応（「3分類」⑲関係）

- ・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の生徒指導関係の校内会議への参加しやすい体制を整え、専門的な知見を活用しつつ教職員が連携・協働した支援体制を構築する。
- ・教育委員会において、医療・福祉・警察等の関係機関と学校との連携に関する研修を少なくとも年1回実施することで、学校が組織として関係機関と連携・協働し、適切な役割分担のもと支援を行うことのできる体制を構築する。
- ・医療的ケア看護職員、特別支援教育支援員、医療・福祉に関する専門的な人材の学校への派遣を拡充する。

## 2. 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

### (1) 年間総授業時数や週当たり授業時数について

各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小4以上は年間で1086単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合う適切な時数となるよう見直す。

### (2) 狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し

当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直しや放課後の活動時間（児童生徒の完全下校時間を含む）を勤務時間内で設定するなど、日課表の工夫を行う。また、部活動の朝練習など勤務時間外に設定されているものについては勤務時間内に組み込むよう日課表を見直すか、活動自体を行わないこととする。

### (3) デジタル技術の活用

デジタル技術の活用により、教材研究や校務分掌などの校務を効率化し、「GIGA スクール構想の下での校務DXチェックリスト」に基づいた自己点検の達成状況を、令和6年度の48.9%から令和11年までに65%にする。また、必要に応じてICT研修を実施し、教職員のスキルの向上を図る。

### (4) 校務分掌の平準化

年度始めの校務分掌を分担する際には、一部の教員の負担が大きくなることのないよう

慎重に調整する。その際、分掌が教員の業務として必要か見直しを行う。

### 3. 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- 1箇月時間外在校等時間が80時間を連続で2回以上超えた教育職員に医師による面接指導を実施する。
- 最低11時間を目安とする通勤時間を含まない勤務間インターバルの確保に取り組む。
- 50人未満の学校も含め、ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場環境の改善を推進する。
- 心身の健康問題についての相談窓口を設置する。
- 年次有給休暇についてまとまった日数を連続して取得できるよう、教育委員会は、夏季休業中の8月に学校閉庁日を4日間以上設定し、教職員は集中して休暇取得を行う。
- 令和8年度中に、学校における定時退校日を月2回以上設定するよう、校内体制を確立するとともに、教職員はMy定時退勤日を月2回以上設定・実施する。
- 早出遅出勤務制度について令和10年度中に検討を行う。
- 育休や短時間勤務等の休暇が取りやすい労働環境を整備する。

## V 関連する取組、今後のフォローアップについて

### 1. 取組状況の公開・報告等

- 取組の着実な実行を図るため、市内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、市のHPで公表するとともに、定例教育委員会及び総合教育会議において報告することとする。
- 各学校の在校等時間の状況ならびに持ち帰り業務の状況を、教育委員会が毎月確認し、具体的措置の取組状況などについて、定例教育委員会で報告する。

### 2. 関係部局・機関との協働的取組

- 学校での児童生徒等の支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組む。
- 教員業務支援員や、地域ボランティアの確保・充実などについて、市長部局や学校運営協議会と連携して取り組む。
- 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本市で導入している出退勤管理システムで把握し、その他の目標については、本市で導入しているストレスチェックの結果から把握する。

### 3. 教育委員会の支援・指導

- 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- 管理職が勤務時間の虚偽記録を強制する等のハラスメント等を防止するための相談体制を整備する。万が一、勤務時間の虚偽報告等が認められた場合は、教育委員会は、速やかに調査を行い、再発防止に努める。
- 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。

- 保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、本市における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。
- 山梨県で実施している「文書半減プロジェクト」のエッセンスを取り入れ、市教育委員会から各学校への文書についても具体的な数値目標を掲げる中で、削減を進める。
- 長期休業中の児童生徒の作品募集依頼に関わっては、個人応募を前提とし、原則学校での作品の取りまとめを行わないよう、県とともに働きかけを行う。
- 各種会議の精選をさらに進め、リモートでの会議の開催、もしくは書面での開催をスタンダードにしていく。